

令和3（2021）年10月22日

養育費の履行確保について

小川富之（大阪経済法科大学・法学部）

1. はじめに

（1）離婚の現状

- ① 離婚件数
- ② 未成年の子が含まれる離婚
- ③ 子の養育の担い手
- ④ 対象とされる家族像
 - ・ 平均初婚年齢
 - ・ 婚姻を決断する要因
 - ・ 婚姻5年未満の離婚率（そのうち2～3年の離婚）

（2）離別母子世帯の現状

- ① 非正規雇用
- ② 育児と就労
- ③ 厳しい生活の現状
 - ・ 厳しい経済状況
 - ・ 厳しい居住状況
 - ・ 公的支援の限界

（3）養育費に関連する諸問題

- ① 養育費の取り決め
- ② 面会交流と養育費の関係

2. 日本の養育費について

- （1）子の養育費の額の算定
- （2）子の養育費の履行確保

3. 諸外国の子の養育費の考え方

- （1）社会保障給付
アメリカ合衆国の制度

- ・ 1935 年連邦社会保障法
ひとり親世帯のための公的扶助プログラムを創設
- ・ 1962 年改正・連邦社会保障法
離婚後の生活困窮母子世帯に対する公的経済援助としての児童扶養世帯扶助費支給
- ・ 1975 年児童扶養強制プログラム導入
- ・ 1996 年社会保障法
現行の給与天引型の養育費徴収

(2) 親族扶養

① 協議による養育費額の取決め

例) スウェーデン型

利点：社会保障給付との組み合わせで取決め額にかかわらず標準的な生活水準が維持できる

欠点：協議で低額の養育費を取り決めて、社会保障給付に依存する傾向が生じる

② 客観的ガイドラインを定めて養育費額を決定

- ・ 別居親の有する扶養義務の履行と公的扶助としての母子家庭の社会保障給付との調整が難しい
- ・ 面会交流との関係で生じる問題

4. 日本に必要な制度について

(1) 児童の権利条約が求めているもの

(2) 日本で整備すべきもの

- ① 相談体制の整備
- ② 協議支援の必要性
- ③ 子の養育費額の決定
- ④ 子の養育費の支払いの実現

4. おわりに—離別後の子の健全な成育（生育）を目指して